

平成23年度 大田区事務事業外部評価資料(事務事業シート)一覧

No.	対象事業	主な事業所管課
1	住み替え家賃助成(ひとり親)	生活福祉課
2	高齢者世帯住み替え家賃助成	地域福祉課
3	心身障害者世帯住み替え家賃助成	地域福祉課
4	給付金援護	生活福祉課
5	母子栄養食品支給	健康づくり課
6	介護予防事業費(特別会計・一次予防事業)	高齢事業課
7	健康入浴大学(健康づくり)	健康づくり課
8	区民大学	社会教育課
9	地域講座	社会教育課
10	家庭・地域教育力向上支援事業	社会教育課
11	住宅修築資金融資事務	住宅課
12	区民住宅の管理	住宅課
13	子ども家庭支援センター事業 ①こどもと家庭に関する総合相談 ②要支援家庭サポート事業 ③子育てひろば ④乳幼児一時預かり保育事業 ⑤地域子育てコミュニティの育成支援	子ども家庭支援センター
14	ファミリー・サポート・センター事業	子ども家庭支援センター
15	子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センター
16	子育て応援サイトの運営	子育て支援課
17	区民農園	産業振興課
18・19	夜間・休日窓口 (戸籍事務経費、住民基本台帳、印鑑証明等事務経費)	戸籍住民課
20	資源の持ち去り防止対策	環境清掃管理課
21	職場外研修	人事課
22	区報の発行	広報課
23	区政PR刊行物の発行	広報課
24	大田区ホームページの提供	広報課

事務事業シート No.1

担当部課	福祉部 蒲田生活福祉課					
予算科目	款	福祉費	項	児童福祉費	目	家庭福祉費
小事業名	(ひとり親世帯)住み替え家賃助成					
根拠法令等	大田区高齢者世帯等住み替え家賃助成要綱 ※「等」の中にひとり親世帯が含まれている					
実施方法	■ 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)					
	<input type="checkbox"/> 補助金 (補助先:)					
	<input type="checkbox"/> その他)					
事業概要	目的 (何のために行うのか)	民間の賃貸住宅に居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされ、又は老朽等著しく劣悪な住環境のために転居を必要とされるひとり親世帯に対し、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図る。				
	対象 (誰・何が対象か)	18歳未満の子を扶養するひとり親世帯で、区内の民間賃貸住宅へ転居する者。なお、前年所得が2,376,000円(扶養親族等が1人増すごとに380,000円加算)以下の者。				
	事業内容 (手段・手法など)	・家賃助成-従前家賃との差額分(2年間を限度に助成) ・転居一時金-転居後家賃3ヶ月分 ・契約更新料-従前家賃との差額分				
	事業開始年度	平成3年度				
コスト(円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	1,611,000 円	}	職員構成		
	人件費	2,941,873 円		担当正職員	2,941,873 円	0.40人
	合計	4,552,873 円		再任用(短時間)再雇用	円	
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	負担金、補助及び交付金 1,611,000円(4生活福祉課合計)					生活福祉課4課合計 (大森、調布、蒲田、糀谷・羽田)
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	1,477,217				1,477,217
	21年度	1,240,970				1,240,970
	22年度	620,500				620,500
	23年度(予算)	1,611,000				1,611,000
課題(担当課として捉えている課題について)	賃貸住宅に居住し、転居を余儀なくされた方が、住宅の相談で来所された時は、高齢者等住宅確保支援事業として協力不動産店の紹介、部屋探しの手伝い及び保証人のいない方の保証制度の案内を行うとともに、ひとり親世帯住み替え家賃助成としての事業案内、受付等を行っている。高齢者等住宅確保支援事業は住宅課が所管する事業で、該当者への損害賠償責任保険や家賃保証の補償料の一部を助成している。このため利用者は、生活福祉課と住宅課の両方へ行き手続きをしなくてはならない場合が多くある。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	立ち退きに対する家賃助成制度は、23区中8区(大田区を含まず)において実施している。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	ひとり親世帯が子の通学区域の変更等の心配なしに住み慣れた環境で自立して生活していけること。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	対象者の希望に沿う民間賃貸住宅に転居できていること。					

事務事業シート No.1

【事務事業の評価】

所管部局の評価		評価内容・理由	
事業の必要性	行政施策としての妥当性の検証		
	そもそも区が実施すべき事業であるか	福祉施策の一環として実施すべきである。	
	区の事業で類似事業はないか	類似した事業はない。	
	事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか	需要は減っているが、老朽化した住宅の建て直し等のため、これまでより高額な住宅に転居を要する場合には必要である。	
	終了期限を設けるべきではないか	他の事業が完備した段階で検討する。	
	事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か	任意事業	
	市民の役割分担の検証		
	民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか	家賃助成が主たる事業であり、民間事業者による供給は難しい。	
	事業廃止の影響		
	事業を廃止した場合、どのような影響が出るか	立ち退きによって生活保護の申請となることが考えられる。	
事業の効率性	効率的な実施手法の検討		
	事務経費を削減できないか	必要額を予算計上している。	
	少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか	担当する母子自立支援員※が住居の現地調査、家庭訪問等を行っており、所管の生活福祉課でそれぞれ必要な体制で行う現状が適当である。 ※母子自立支援員：母子及び寡婦福祉法第8条に基づき、相談、情報提供などの支援を行う者	
	業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか	担当する母子自立支援員が家賃助成に留まらず、就労や生活面での助言や指導をしている。業務委託、指定管理は不適当だが、すでに再任用職員を母子自立支援員として活用している。	
	より費用対効果の高い代替策はないか	貸付けとしては東京都母子福祉資金の転宅資金があるが、家賃助成制度はない。	
	適正な利用者負担の導入		
	利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか	家賃助成の際は新旧家賃の差額をしているので、すでに従前の家賃は利用者負担となっている。	
	利用者負担を導入した場合どのような影響があるか		
	国、都補助金の導入		
	事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか	できない。	
事業水準の見直し	他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か	適切と考えている。	
	対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか	対象世帯、所得制限の見直しが考えられるが、現在の制限所得も低所得であり、さらに低く設定した場合、対象外となった世帯の転居が困難になるケースが想定される。	
	給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか	必要な住宅確保が困難となる。	
事業実施時期の検討	事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)		
	事業の優先度	利用状況で判断する限り、高いとまでは言えないが、他に代替となる制度がないこと、生活保護を防ぐ可能性があることを考えると必要な事業と考えている。	
事業の見直し	見直し内容	本事業は高齢者・障害者・ひとり親世帯を対象とした事業であり、今後住宅施策のなかで検討していくことが必要と考える。	
	財政効果(概算額)	□財政効果なし □歳出削減額(およそ 円) □歳入増加額(およそ 円)	
	見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)		
	年度	目標	具体的取組み
	平成23年度	制度対象者に必要な給付を実施する。	目的に沿った成果が上げられるよう制度該当者に対して適切に支給する。
平成24年度	制度対象者に必要な給付を実施する。	目的に沿った成果が上げられるよう制度該当者に対して適切に支給する。	
平成25年度以降	制度対象者に必要な給付を実施する。	目的に沿った成果が上げられるよう制度該当者に対して適切に支給する。	

事務事業シート No.2

担当部課	福祉部 高齢事業課、地域福祉課(4地区)					
予算科目	款	福祉費	項	高齢福祉費	目	高齢福祉費
小事業名	(高齢者世帯)住み替え家賃助成					
根拠法令等	大田区高齢者世帯等住み替え家賃助成要綱					
実施方法	■ 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)					
	<input type="checkbox"/> 補助金 (補助先:)					
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
事業概要	目的 (何のために行うのか)	民間の賃貸住宅に居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされ、又は老朽等著しく劣悪な住環境のために転居が必要とされる高齢者世帯に対し、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図る。				
	対象 (誰・何が対象か)	65歳以上のひとり暮らし世帯又は65歳以上と60歳以上の者で構成される世帯で、区内の民間賃貸住宅へ転居する者。なお、前年所得が2,376,000円(扶養親族等が1人増すごとに380,000円加算)以下の者。				
	事業内容 (手段・手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃の助成 — 転居した住宅の家賃と家賃限度額を比べて少ない方の額から、従前居住していた住宅の家賃と算定基準額を比較して多い方の額を差し引いた額を2年間を上限に助成 ・ 転居一時金 — ①礼金・権利金：転居家賃の2か月分以内 ②仲介手数料：転居家賃の1か月分以内 ・ 契約更新料 — 契約更新後の家賃から、住前居住していた住宅の家賃と算定基準額を比較して多い方の額を差し引いた額 				
	事業開始年度	平成3年度				
コスト(円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	4,823,000 円	}	職員構成		平均人件費×従事職員数
	人件費	2,868,326 円		担当正職員		2,868,326 円
	合計	7,691,326 円		再任用(短時間)再雇用		円
0.39人						
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	① 役務費・郵便料 15,000円		② 負担金、補助及び交付金・負担金、補助及び交付金 4,808,000円		地域福祉課4課合計 (大森、調布、蒲田、靴谷・羽田)	
計		4,823,000円(4地域福祉課合計)				
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	6,028,271				6,028,271
	21年度	4,424,404				4,424,404
	22年度	2,978,782				2,978,782
	23年度(予算)	4,823,000				4,823,000
課題(担当課として捉えている課題について)	賃貸住宅に居住し、転居を余儀なくされる方が、住宅の相談で来所された時は、高齢者等住宅確保支援事業として協力不動産店の紹介、部屋探しの手伝い及び保証人のいない方の保証制度の案内を行うとともに、高齢者世帯等住み替え家賃助成事業としての事業案内、受付等を行っている。高齢者等住宅確保支援事業は住宅課が所管する事業で、該当者への損害賠償責任保険や家賃保証の保証料の一部を助成している。このため利用者は、地域福祉課と住宅課の両方へ行き手続きをしなくてはならない場合が多い。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	類似事業の実施区:10区(千代田区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、渋谷区、豊島区、北区、荒川区、江戸川区) ただし、品川区、北区は、転居一時金のみ助成。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	民間の賃貸住宅に居住する高齢者等が、その住宅の取壊し等のために転居を余儀なくされたときに、経済的な助成をすることにより、転居後の民間賃貸住宅を確保しやすくする。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	対象者の希望に沿う民間賃貸住宅に転居できている。					

事務事業シート No.2

【事務事業の評価】

所管部局の評価

評価内容・理由

事業の必要性

行政施策としての妥当性の検証

そもそも区が実施すべき事業であるか

福祉施策の一環として実施すべき。

区の事業で類似事業はないか

なし

事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか

高齢化率の増加と共に対象者となりうる世帯は増えている。

終了期限を設けるべきではないか

低所得層の事業対象世帯が転居を余儀なくされた時に、他施策等により対応物件が容易に確保できる態勢ができれば終了期限を設けることは可能。

事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か

任意

公民の役割分担の検証

民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか

不適

事業廃止の影響

事業を廃止した場合、どのような影響が出るか

預貯金や収入が少ない対象世帯は、住居の住み替えがより困難になる。

事業の効率性

効率的な実施手法の検討

事務経費を削減できないか

予算は必要額を計上している。

少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか

必要最小限の人員で必要な窓口で実施している。

業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか

業務委託、指定管理にはなじまない事業である。

より費用対効果の高い代替策はないか

なし

適正な利用者負担の導入

利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか

家賃助成は新旧家賃の差額分のみのため、すでに従前の家賃分は利用者負担となっている。

利用者負担を導入した場合どのような影響があるか

国、都補助金の導入

事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか

できない。

事業水準の見直し

他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か

適切と考えている。

対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか

対象世帯、所得制限の見直しが考えられるが、現在の制限所得も低所得であり、さらに低くした場合、対象外となった世帯の転居が困難になるケースが想定される。

給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか

必要な住宅確保が困難となる恐れがある。

事業の優先度

事業実施時期の検討

事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)

事業の優先度

非常に高い 高い どちらともいえない 低い 非常に低い

利用状況で判断する限り高いとまでは言えないが、他に代替となる制度がないため、必要な事業と考える。

事業の見直し

見直し内容

本年3月に策定した「大田区住宅マスタープラン」に基づく住宅施策の推進に合わせ、事業の必要性について検証を行う。

財政効果(概算額)

財政効果なし 歳出削減額(およそ 円) 歳入増加額(およそ 円)

見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)

年度

目標

具体的取組み

平成23年度

事業の継続

事業の継続

平成24年度

事業の継続、事業の必要性を検証

事業の継続、「大田区住宅マスタープラン」に基づく住宅施策の推進に合わせ、事業の必要性を検証。

平成25年度以降

事業の継続、事業の必要性を検証

事業の継続、「大田区住宅マスタープラン」に基づく住宅施策の推進に合わせ、事業の必要性を検証。

事務事業シート No.3

担当部課	福祉部 障害福祉課 地域福祉課(4地区)					
予算科目	款	福祉費	項	障害福祉費	目	障害福祉費
小事業名	(心身障害者世帯)住み替え家賃助成					
根拠法令等	大田区高齢者世帯等住み替え家賃助成要綱 ※「等」の中に心身障害者世帯が含まれている					
実施方法	■ 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)					
	<input type="checkbox"/> 補助金(補助先:)					
	<input type="checkbox"/> その他)					
事業概要	目的 (何のために行うのか)	民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等のために転居を余儀なくされ、又は老朽化等が著しく劣悪な住環境のために転居が必要とされる障害者世帯に対し転居後の家賃を助成することにより、住まいの安定を図る。				
	対象 (誰・何が対象か)	身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳3度以上に該当する者のいる世帯で、区内の民間賃貸住宅へ転居する者。なお、前年所得が2,376,000円(扶養親族等が1人増すごとに380,000円加算)以下の者。				
	事業内容 (手段・手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃の助成 — 転居した住宅の家賃と家賃限度額を比べて少ない方の額から、従前居住していた住宅の家賃と算定基準額を比較して多い方の額を差し引いた額を2年間を限度に助成する ・ 転居一時金 — ①礼金・権利金：転居家賃の2か月分以内 ②仲介手数料：転居家賃の1か月分以内 ・ 契約更新料 — 契約更新後の家賃から、住前居住していた住宅の家賃と算定基準額を比較して多い方の額を差し引いた額 				
	事業開始年度	平成3年度				
コスト (円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	1,686,000 円	}	職員構成		平均人件費×従事職員数
	人件費	3,603,794 円		担当正職員		3,603,794 円
	合計	5,289,794 円		再任用(短時間)再雇用		円
0.49人						
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	負担金、補助及び交付金・負担金、補助及び交付金 1,686,000円(4地域福祉課合計)					
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	1,037,516				1,037,516
	21年度	634,000				634,000
	22年度	1,144,516				1,144,516
	23年度(予算)	1,686,000				1,686,000
課題(担当課として捉えている課題について)	賃貸住宅に居住し、転居を余儀なくされた方が、住宅の相談で来所された時は、高齢者等住宅確保支援事業として協力不動産店の紹介、部屋の手伝い及び保証人のいない方の保証制度の案内を行うとともに、心身障害者住み替え家賃助成事業としての事業案内、受付等を行っている。高齢者等住宅確保支援事業は住宅課が所管する事業で、該当者への損害賠償責任保険や家賃保証の保証料の一部を助成している。このため利用者は、地域福祉課と住宅課の両方へ行き手続きをしなければならない場合が多い。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	類似事業の実施区:9区(千代田区、文京区、目黒区、渋谷区、豊島区、江戸川区、新宿区、北区、品川区) ただし、品川区、北区は、転居一時金のみ助成。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	民間の賃貸住宅に居住する障害者が、その住宅の取壊し等のために転居を余儀なくされたときに、経済的な助成をすることにより、転居後の民間賃貸住宅を確保しやすくする。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	対象者の希望に沿う民間賃貸住宅に転居できている。					

地域福祉課4課合計
(大森、調布、蒲田、糎谷・羽田)

事務事業シート No.3

【事務事業の評価】

所管部局の評価		評価内容・理由	
事業の必要性	行政施策としての妥当性の検証		
	そもそも区が実施すべき事業であるか	福祉施策の一環として実施すべき。	
	区の事業で類似事業はないか	なし	
	事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか	存在している。	
	終了期限を設けるべきではないか	低所得層の事業対象世帯が転居を余儀なくされた時に、他施策等により対応物件が容易に確保できる態勢ができれば終了期限を設けることは可能。	
	事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か	任意	
	公民の役割分担の検証		
	民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか	不適	
	事業廃止の影響		
	事業を廃止した場合、どのような影響が出るか	預貯金や収入が少ない対象世帯は、住居の住み替えがより困難になる。	
事業の効率性	効率的な実施手法の検討		
	事務経費を削減できないか	予算は必要額を計上している。	
	少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか	必要最小限の人員で必要な窓口で実施している。	
	業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか	業務委託、指定管理にはなじまない事業である。	
	より費用対効果の高い代替策はないか	なし	
	適正な利用者負担の導入		
	利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか	家賃助成は新旧家賃の差額分のみのため、すでに従前の家賃分は利用者負担となっている。	
	利用者負担を導入した場合どのような影響があるか		
	国、都補助金の導入		
	事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか	できない	
事業水準の見直し	他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か	適切と考えている。	
	対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか	対象世帯、所得制限の見直しと考えられるが、現在の制限所得も低所得であり、さらに低く設定した場合、対象外となった世帯の転居が困難になるケースが想定される。	
	給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか	必要な住宅確保が困難となる恐れがある。	
事業実施時期の検討	事業実施時期の検討		
	事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)		
事業の優先度	事業の優先度	利用実績からは、優先度は高いとはいえないが、対象世帯からすると必要度が高い事業といえるため、どちらともいえない。	
	<input type="checkbox"/> 非常に高い <input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> どちらともいえない <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 非常に低い		
事業の見直し	見直し内容	本年3月に策定した「大田区住宅マスタープラン」に基づく住宅施策の推進に合わせ、事業の必要性について検証を行う。	
	財政効果(概算額)	<input type="checkbox"/> 財政効果なし <input type="checkbox"/> 歳入削減額(およそ 円) <input type="checkbox"/> 歳入増加額(およそ 円)	
	見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)		
	年度	目標	具体的取組み
	平成23年度	事業の継続	事業の継続
	平成24年度	事業の継続、事業の必要性検証	事業の継続、「大田区住宅マスタープラン」に基づく住宅施策の推進に合わせ、事業の必要性を検証。
平成25年度以降	事業の継続、事業の必要性検証	事業の継続、「大田区住宅マスタープラン」に基づく住宅施策の推進に合わせ、事業の必要性を検証。	

事務事業シート No.4						
担当部課	福祉部 蒲田生活福祉課					
予算科目	款	福祉費	項	生活保護費	目	扶助費
小事業名	給付金援護					
根拠法令等	大田区生活保護世帯に対する加算援護事業に関する要綱 大田区被保護者自立促進事業					
実施方法	■ 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> その他) (委託先:)					
	<input type="checkbox"/> 補助金 (補助先:)					
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
事業概要	目的 (何のために行うのか)	①加算援護事業 被保護世帯の児童、生徒に対して各種給付金を支給することにより、その者の健全な育成を図ることを目的としている。 ②自立促進事業 被保護世帯に対して、就職活動や社会参加の活動等、自立支援に必要な費用の一部を支給することにより、世帯の自立を図ることを目的としている。				
	対象 (誰・何が対象か)	①加算援護事業 対象学年に達した者に対して修学旅行支度金と学童服購入費を、小中学生全員に運動衣と夏季健全育成費を支給している。 ②自立促進事業 区長が必要と認めた者に対して就労支援・地域生活移行支援・学習環境整備支援を行っている。				
	事業内容 (手段・手法など)	①加算援護事業 支給項目ごとに定められた金額を生活保護費に加算して支給している。 ②自立促進事業 申請者からの申請により、支給決定後に随時支給している。				
	事業開始年度	加算援護事業 平成12年度開始・自立促進事業 平成17年度開始				
コスト (円)	23年度		人件費内訳		従事職員数	
	事業費	35,662,000 円	}	職員構成		
	人件費	47,069,965 円		担当正職員	47,069,965 円	6.40人
	合計	82,731,965 円		再任用(短時間)再雇用	円	
事業費内訳 (23年度予算:節・細節) ※単位:円	扶助費 35,661,200円 (内訳)加算援護事業 14,498,200円 自立促進事業 21,163,000円					
事業費・財源内訳 ※単位:円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源
	20年度	30,528,638		19,712,599		10,816,039
	21年度	22,561,166		9,615,850		12,945,316
	22年度	28,656,279		14,283,847		14,372,432
	23年度(予算)	35,662,000		21,163,000		14,499,000
課題(担当課として捉えている課題について)	自立促進事業のうちの就労支援にかかる給付として、被服費や技能習得費を支給している。しかし、就職活動等は行われるものの、直ちに十分な収入を得、経済的自立に至った例は少ないことが課題である。					
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	①加算援護事業については、大田区を含めて次のとおりである。(詳細は別表のとおり) ・夏季健全育成費-13区 ・学童服-14区 ・就職支度金-15区 ・修学旅行支度金-15区 ②自立促進事業については、別表のとおり。					
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	①加算援護事業 小中学生の教育に係る経費を助成することによって、親の経済的負担や精神的不安を軽減し、安定した家庭環境を整えることで子の健全な成長と自立を促し、将来生活保護からの脱却をはかること。 ②自立促進事業 支給対象者が経済的・社会的に自立していくこと。					
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)	①加算援護事業 生活保護家庭で育った子弟が、成人後確実に自立し、終生生活保護受給者とならない状況となれるかは長い経過を経ての成果の見極めが必要。 ②自立促進事業 就労支援による就労による生活保護から自立や就労収入の増加、居宅支援による社会的な自立をといった成果をあげている。					

事務事業シート No.4

【事務事業の評価】

所管部局の評価		評価内容・理由	
事業の必要性	行政施策としての妥当性の検証		
	そもそも区が実施すべき事業であるか	生活保護世帯の自立へ向けた支援であり、区が実施すべき事業である。	
	区の事業で類似事業はないか	加算援護事業については、教育委員会の就学援助費があるが、重複支給とはなっていない。	
	事業の継続に足るニーズが依然として存在しているか	生活保護世帯は依然として増加しており、加算援護事業は次世代へ生活保護を継承しないために、自立促進事業は自立廃止へ向けた支援として必要である。	
	終了期限を設けるべきではないか	現在のところ設けるべきとは考えていない。	
	事業実施は区の任意か義務的なものか。義務的な場合の理由・根拠は何か	区の任意事業	
	市民の役割分担の検証		
	民間の供給の充実により区の事業を廃止できないか	扶助費であり、民間事業者による供給は難しい。	
	事業廃止の影響		
	事業を廃止した場合、どのような影響が出るか	子どもの貧困連鎖防止や稼働能力を有する受給者への支援が減少する。	
事業の効率性	効率的な実施手法の検討		
	事務経費を削減できないか	加算援護事業については、生活保護システムによる一括処理で支給対象者を確定している。また、自立促進事業については、被保護者からの申請をケースワーカーが確認し、支給決定の後支給している。いずれも必要最低限の事務経費で実施している。	
	少ない人数で実施する方法はないか、実施している事業所を減らせないか	事務処理に生活保護システムを活用している。また、担当ケースワーカーが支給の可否を確認する必要があるため、所管の生活福祉課で行うことが適当である。	
	業務委託、指定管理、再任用再雇用職員の活用ができないか	経理事務等に再任用再雇用職員が行うのであれば活用は十分可能である。	
	より費用対効果の高い代替策はないか	金銭給付と現物給付を比較するのであれば、金銭給付の方が効果が高いといえる。	
	適正な利用者負担の導入		
	利用者負担を導入した場合、どのような負担割合が想定できるか	利用者負担を設けることは実質的ではなく、給付水準を引き下げられるか否かで検討すべきと考える。	
	利用者負担を導入した場合どのような影響があるか	上記により引き下げを行うとすれば、給付の項目ごとに精査して影響の少ない範囲で行うべきであると考えられる。	
	国、都補助金の導入		
	事業内容を国、都の交付基準に合わせることで補助金が導入できないか	自立促進事業については、都補助金として10/10が交付されている。	
事業水準の見直し	他の自治体と比較し事業の水準(対象、給付水準、自己負担割合等)は適切か	同様の事業を実施している区が多くあるため、当区としては適切と考えている。	
	対象の範囲を狭められないか、狭めた場合どのような影響があるか	支給実績の少ない項目については整理していくことも可能かと考えられる。	
	給付水準等を引き下げられないか、引き下げた場合どのような影響があるか	支給実績の少ない項目については引き下げっていくことも可能かと考えられる。	
事業実施時期の検討	事業開始を延伸できないか、その場合どのような影響があるか(すでに実施されている事業については記入不要)		
	事業の優先度	加算援護事業については、子どもの健全育成と生活保護受給を次世代に引き継がないことを目的としている。これは法内生活扶助や教育扶助とは目的を異にしている。しかしながら、母子加算や学習支援費等法内施策が整備されてきたこともあり、昨今の財政状況のもとでは今後検討していくことも必要であると考えられる。 自立促進事業については、保護世帯を自立へ導くための支援であり、引き続き活用が必要であると考えている。	
事業の見直し	見直し内容	事業の目的から当分の間見直しを行う予定はない。	
	財政効果(概算額)	■財政効果なし □歳出削減額(おおよそ 円) □歳入増加額(おおよそ 円)	
	見直し内容の実現に向けたスケジュール(合意形成、激変緩和措置のプロセスなど)		
	年度	目標	具体的取組み
	平成23年度	22年度決算と同程度の規模で実施の予定	目的に沿った成果が揚げられるよう確実に審査、決定し適切に支給していく。
平成24年度	23年度執行状況と同程度の規模で実施の予定	目的に沿った成果が揚げられるよう確実に審査、決定し適切に支給していく。	
平成25年度以降	23年度執行状況と同程度の規模で実施の予定	目的に沿った成果が揚げられるよう確実に審査、決定し適切に支給していく。	

事務事業シート No.5

担当部課		大田区保健所健康づくり課					
予算科目	款	衛生費	項	保健衛生費	目	母子保健費	
小事業名	母子栄養食品支給						
根拠法令等	母子保健法第14条 母子栄養食品支給事務要領						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託(指定管理者含む) 委託先(<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input checked="" type="checkbox"/> その他) (委託先: 各業業協同組合)						
	<input type="checkbox"/> 補助金 (補助先:)						
	<input type="checkbox"/> その他)						
事業概要	目的 (何のために行うのか)	生活保護世帯、区民税、所得税非課税世帯の妊産婦、乳幼児に対して栄養摂取につき必要な援助を行い、健康の保持及び発育の増進を図る。					
	対象 (誰・何が対象か)	生活保護世帯、区民税又は所得税非課税世帯の妊産婦及び乳幼児					
	事業内容 (手段・手法など)	支給品目: 粉ミルク 支給量1か月1,500g 支給期間: 申請書を受領した翌月から支給。1歳の誕生日まで。 妊婦 6か月間(妊娠5か月目から) 産婦 3か月間(出産した月の翌月から) 乳幼児 9か月間(出後満4か月目から)					
	事業開始年度	昭和48年					
コスト (円)	23年度		人件費内訳			従事職員数	
	事業費	2,730,000 円	}	職員構成	平均人件費×従事職員数		
	人件費	1,470,936 円		担当正職員	1,470,936 円		0.20人
	合計	4,200,936 円		再任用(短時間)再雇用	円		
事業費内訳 (23年度予算: 節・細節) ※単位: 円	需用費: 6,000 受給券用紙等 役務費: 20,000 受給券郵送料 委託料: 105,000 業業協同組合事務手数料 扶助費: 2,599,000 粉ミルク支給費 支給件数: 延409件、80世帯						
事業費・財源内訳 ※単位: 円	年度	事業費(決算額)	国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
	20年度	2,384,290				2,384,290	
	21年度	2,733,000				2,733,000	
	22年度	2,178,894				2,178,894	
	23年度(予算)	2,730,000	1,145,000			1,585,000	
課題(担当課として捉えている課題について)	母子栄養食品を支給することによって、健康保持・発育促進にどの程度寄与しているのかあまり把握されていない。よって、今後その把握に努めていくことが課題である。						
比較参考値(他自治体等での類似事業の例など)	目黒区 対象: 生活保護世帯、住民税又は所得税非課税世帯の妊産婦及び乳幼児(乳幼児は体重制限あり) 支給期間: 申請の翌月から1歳の誕生日まで 江戸川区 対象: 生活保護世帯、住民税非課税世帯の妊産婦及び乳幼児(乳幼児は低体重児または医師が必要と認めた場合) 支給期間: 妊娠5か月から1歳の誕生日まで 八王子市 対象: 生活保護世帯、住民税又は所得税非課税世帯の妊産婦及び乳幼児(乳幼児は医師が必要と認めた場合) 支給期間: 申請の翌月から1歳の誕生日まで 練馬区 23年3月31日で事業終了						
目指す成果 (今後どのような状況にしたいか、可能な限り定量的に記入)	生活保護、非課税世帯が安心して出産・子育てができるように、母子栄養食品の支給を続けていく。						
達成状況 (「目指す成果」に対して、実施・達成した状況を可能な限り定量的に記入)		平成19年	20年	21年	22年	23年	
	支給件数	363	412	509	409	450(予定)	
	支給世帯数	61	62	68	80	80(予定)	